

令和5年度 花巻市地域包括支援センターの事業実施状況(令和5年12月末現在値)

1 日常生活圏域及び地域包括支援センターの設置と職員配置状況

内容	単位	市全体			日常生活圏域(令和5年度内訳)					
		R3年度	R4年度	R5年度	花巻中央	花巻西	大迫	石鳥谷	東和	
総人口	人	92,928	91,708	91,404	48,321	17,865	4,383	13,180	7,655	
高齢者人口	人	32,326	32,071	32,059	14,446	7,067	2,157	5,035	3,354	
高齢化率	%	34.79	34.97	35.07	29.90	39.56	49.21	38.20	43.81	
管理部門	所長(A)	人	1	1	1	1				
	事務(B)	人	1	1	1	1				
専門職	保健師等	人	7	8	7	3	1	1	1	1
	社会福祉士等	人	6	7	8	3	2	1	1	1
	主任介護支援専門員	人	5	5	4	2	0	0	1	1
	小計(C)	人	18	20	19	8	3	2	3	3
専門職1人に対する高齢者数	人	1,796	1,604	1,687	1,806	2,356	1,079	1,678	1,118	
介護予防支援員(D) (介護予防プランナー数)※	人	14	15	14	6	3	1	2	2	
合計(A)+(B)+(C)+(D)	人	34	37	35	16	6	3	5	5	

※ 介護支援事業所に所属

〔専門職配置基準〕

センターに従事する職員として、センターが担当する区域における第一号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満毎に置くべき員数は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む)それぞれ各1人としている。(基準条例第2条第1項)

ただし、第一号被保険者の数が概ね2,000人以上3,000人未満の場合は、その職務に従事する常勤の保健師等を1人及び社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人としている。(基準条例第2条第2項)

(介護保険法第115条の46第5項に基づく、『花巻市地域包括支援センターの設置者が順守すべき基準に関する条例』による)

2 総合相談における相談内容

相談内容(複数該当)	花巻市	日常生活圏域				
		花巻中央	花巻西	大迫	石鳥谷	東和
①介護に関する相談	466	144	97	8	115	102
ダブルケア	1	0	1	0	0	0
ヤングケアラー	0	0	0	0	0	0
②医療に関する相談	123	30	18	7	21	47
③介護保険に関する相談	886	451	130	91	113	101
④高齢者福祉サービスに関する相談	173	86	68	7	9	3
⑤高齢者の生きがいと健康づくりに関する相談	48	25	10	2	11	0
⑥施設入所に関する相談	188	94	17	11	42	24
⑦福祉用具に関する相談	171	70	41	16	25	19
⑧住宅改修に関する相談	20	9	2	1	5	3
⑨諸制度(手帳、手当)に関する相談	29	17	0	6	5	1
⑩状況把握	387	64	117	96	39	71
⑪苦情に関すること	4	1	1	0	0	2
⑫年金、保険に関すること	11	5	2	1	2	1
⑬財産(土地、住宅等)に関する相談	44	20	2	0	10	12
⑭権利擁護に関する相談	30	15	5	1	8	1
成年後見人に関する相談	18	11	2	0	4	1
消費者被害に関する相談	3	3	0	0	0	0
老人福祉への措置に関する相談	1	1	0	0	0	0
高齢者虐待に関する相談	7	0	3	0	4	0
虐待と認めたもの	5	0	3	0	2	0
⑮認知症に関する相談	202	15	77	32	52	26
若年性認知症	0	0	0	0	0	0
⑯その他	29	22	4	2	1	0
合計	2,811	1,068	591	281	458	413

